

新型コロナウイルス感染症と憲法—マスク着用の義務化は言論の自由の侵害か—

岩 倉 秀 樹

2020年11月10日、アメリカ疾病対策センター（CDC）は、日本の研究を根拠に、新型コロナウイルス対策としてのマスクの着用は、感染者のウイルスの拡散防止に加え、自分の感染リスクの軽減にも有効だとする新しい指針を発表した。連邦政府はCDCの勧告にとどまるが、36州は、何らかのマスク着用の義務化を行っている（同年11月18日付USA Today紙）。

ところで、同年7月22日、ミネソタ州のワルツ知事は、コロナの感染拡大を防ぐため屋内の公共スペース（店舗・公共施設等）でのマスク着用を義務づける行政命令を発したところ、有権者の団体と共和党議員が、この行政命令を差し止める仮処分をミネソタ地区連邦地裁に申請した（Minnesota Voters Alliance v. Walz 事件）。原告らは、本件行政命令について、マスク着用義務に抗議する目的でマスク非着用で屋内の公共スペースへ立ち入ることが許されなくなるため、「言論の自由」を保障する合衆国憲法修正1条に違反すると主張した。

しかし同年10月2日、シルツ裁判官は、原告らの修正1条違反の主張について以下の2つの理由で勝訴の見込みがないとして、この仮処分の申請を退けた。まず第1に、本件行政命令は、修正1条と全く関係しない。国旗焼却等の「表現行動」も一定の範囲で修正1条の保護を受け、その規制は1968年のオ布莱エン事件連邦最高裁判決（United States v. O'Brien）で示されたテストで審査される。しかしながら、メッセージの伝達を意図した法令違反の行動のすべてが修正1条の保護に値するとしてこのテストの下で審査されるわけではなく、その審査に服するためには、当該法令の規制対象である行動が「本来的な表現」である必要がある。マスク非着用者を見かけた第三者には、さらなる説明がなければ、その非着用の理由（本件行政命令の免除者なのか、マスクの携帯を忘れただけなのか、あるいは政治的メッセージの伝達を意図しているのか）が理解できず、この事実は、当該行動（マスク非着用）が修正1条の保護に値する「本来的な表現」に当たらない証拠である。

第2に、本件行政命令は、仮に修正1条に関係するとしても合憲である。まず、マスクの着用・非着用が「本来的な表現」に当たるとしても、本件行政命令はオ布莱エン・テストの下で合憲である。このテストの下で、政府規制は、それが政府の憲法上の権限内にあり、重要な政府利益を助長するものであり、その政府利益が自由な表現の抑圧と無関係であり、かつ、それに付随する言論の自由への制限が当該政府利益の助長に必要である範囲に限定されている場合、正当化される。本件の場合、①州が憲法上市民の健康・安全を保護する立法措置の権限を有することは明白である、②本件行政命令が死に至る強力な伝染病の拡大防止という重要な政府利益を助長するものであることは明白である、③本件行政命令は自由な表現の抑圧と無関係であり、かつ、それに付随する言論の自由への効果は必要な範囲に限定されている（行政命令に違反して他の市民の生命・健康を危険にさらすことを除くあらゆる方法により、原告らは本件行政命令に関する意見を自由に表明できる）、したがってこのテストを充足する。さらに、本件行政命令は、マサチューセッツ州の強制的天然痘予防接種法を合憲とした1905年のヤコブソン事件連邦最高裁判決（Jacobson v. Massachusetts）で示されたテスト（公衆衛生上

の危機に対処するために採択された法令が、その危機と真正または実質的に関連性を有するか否か、そしてこの関連性を有する場合、憲法上の権利の明白な侵害が疑いもなく存在するか否かを審査する)の下でも合憲である。本件の場合、①本件行政命令が、コロナによって発生する公衆衛生上の危機と真正または実質的に関連性を有することは明白である、②前述したように、本件行政命令は、修正1条に関係しないか、あるいはその言論の自由への効果はせいぜい付随的で些細なものである、したがってヤコブソン・テストも充足する。

本件のマスク着用の義務化を修正1条に違反しないとした連邦地裁の判断は、妥当なものといえよう。同じマスク規制であっても、仮に菅内閣打倒と書いたマスクの着用が禁止されたとすれば、それは表現内容に基づく規制で表現の自由の侵害に当たるし、デモ参加者のマスク着用を禁止する香港の覆面禁止法(2019年10月5日施行)は、表現の自由および結社の自由で保護される匿名言論の権利の侵害に当たると判断されるべきである。

(本稿は、高知県立大学文化学部広報誌「文化の力」5号(2021年3月)掲載予定の原稿である。)

(いわくら ひでき・本学教授)